

平成30年12月4日  
中日本高速道路株式会社

## 資格登録停止措置の概要

### 1. 資格登録停止措置業者名

ケイズプロス株式会社(福井県福井市勝見3-17-1)[7000000950]

### 2. 資格登録停止措置の期間

平成30年12月4日～平成30年12月17日（2週間）

### 3. 資格登録停止措置の地域

地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域

### 4. 事実概要

当該有資格業者は、「北陸自動車道 金沢西ICランプ橋塗替塗装工事(平成28年度)」(金沢支社発注)において、施工人員の調整不足による作業開始遅れ等を理由に、契約書に定める完了期日を徒過し、履行遅滞を生じさせたものである。

### 5. 資格停止措置理由

有資格業者である上記の事業者が、契約書に定める完了期日を徒過し、履行遅滞を生じさせたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第4号(契約違反)の措置要件に該当する。

### ＜資格登録要領別表11＞

措置要件	期間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、会社の発注に係る工事・調査等の施工に当たり、契約に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

### ○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査チーム(052-222-3469)